

京 都 府 医 師 指 定 要 領

(申請書)

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第2項の規定による医師の指定等を申請しようとする者からの申請書等は、別表のとおりとする。

(提出)

- 2 前項の申請書等は、京都府知事へ提出するものとする。

(諮問)

- 3 法第15条第2項の規定による医師の指定、担当する障害区分の変更及び診療場所の追加（以下「医師の指定等」という。）に当たっては、知事は京都府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会同審査部会の意見を聴いて行わなければならない。
なお、指定年月日は、部会が開催された月の翌月初日とする。

(審査)

- 4 法第15条第2項の規定に従い知事が医師の指定等を行うに当たって、京都府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会同審査部会の意見を聴く際に、以下の事項について十分審査を行うものとする。
 - (1) 医籍登録日
 - (2) 担当しようとする障害分野
 - (3) 当該医師の職歴
 - (4) 当該医師の主たる研究歴と業績
 - (5) その他必要と認める事項

(通知)

- 5 審査結果に基づく指定等に関する通知は、別記様式により申請者等に通知する。

(診断書の作成)

- 6 指定された医師は、その者が主として標ぼうし、かつ、それに関して相当の学識経験を有する診療科に関係のある指定を受けた障害区分について、法第15条第1項の診断書を作成することができる。

(指定基準)

- 7 医師の指定等に係る指定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標ぼうしている病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行う。
 - (2) 当該医師が担当する診療科の診療従事年数（外国の医療機関を含む。）は3年以上とする。
ただし、地域の診療事情等により、真にやむを得ないと認められる場合は3年未満であっても指定できるものとする。
また、臨床研修等の扱いは、以下のとおりとする。
 - ア 医師法第16条の2及び3に規定する臨床研修期間は、年数に算入できないものとする。
 - イ 大学院での当該診療科（臨床系）に係る専攻期間は、年数に算入できるものとする。

- (3) 当該医師の診療場所（申請書に記載されている医療機関）における勤務形態は、週3日以上勤務とする。
ただし、地域の診療事情等により、真にやむを得ないと認められる場合は週3日未満の勤務であっても指定できるものとする。

(担当障害に関係ある診療科名)

- 8 各障害の医療に関係のある診療科名は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定される診療科とする。参考として各障害に関係のある診療科名を以下に例示する。

(1) 視覚障害の医療に関係のある診療科名

眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科

(注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害による視力喪失者(視力零の者)の診療に限る。

(2) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科

(注) 日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であることを原則とする。

ただし、地域の診療事情等により、やむを得ないと認められる場合は、耳鼻咽喉科専門医でなくても指定できるものとする。

(注) 耳鼻いんこう科以外の診療科にあつては、以下の条件を附する。

腫瘍・神経障害による聴力喪失者の診療に限る。

耳鼻いんこう科を併せもつ医療機関に限る。

(3) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科

(4) 音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科

(5) そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科

(6) 肢体不自由の医療に関係のある診療科名

整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科

(7) 心臓機能障害の医療に関係のある診療科名

内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(8) じん臓機能障害の医療に関係のある診療科名

内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科

(9) 呼吸器機能障害の医療に関係のある診療科名

内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に関係のある診療科名
泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
- (11) 小腸機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科
（注）エイズ治療拠点病院での従事経験があることを原則とする。
- (13) 肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

（指定医師の公表）

- 9 京都府知事は、法第15条第1項の規定により指定した医師について、公表するものとする。

（指定医師の標示）

- 10 法第15条第1項の規定により指定を受けた医師は、その旨を標示し、見やすい場所に掲示するものとする。

附 則

この要領は、平成13年1月から適用する。

附 則（平成15年12月1日）

この要領は、平成15年4月から適用する。

附 則（平成17年9月1日）

この要領は、平成17年9月から適用する。

附 則（平成19年3月30日）

この要領は、平成19年4月から適用する。

附 則（平成22年2月23日）

この要領は、平成22年1月から適用する。

附 則（平成23年6月1日）

この要領は、平成23年6月から適用する。

附 則（平成27年3月2日）

この要領は、平成27年4月から適用する。